

(仮称) 知花地区コミュニティ供用施設基本計画策定業務委託

簡易公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

沖縄市役所 市民部 市民生活課

1 実施の目的

この要領は、(仮称)知花地区コミュニティ供用施設基本計画策定業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

件名：(仮称)知花地区コミュニティ供用施設基本計画策定業務委託

場所：沖縄市知花一丁目11番7号

(2) 業務の目的

本業務は、地域コミュニティ供用施設の計画に向けて、施設利用の役割や利用実態を関係者へヒヤリング等を実施し、地域住民の利活用に最も適した施設とするための計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「概要仕様書」のとおり

(4) 予定契約期間

契約締結の翌日 ～ 令和8年 3月25日まで ※概要仕様書参照

(5) 業務実施体制

提案者は、自社に所属する者を管理技術者、担当技術者として配置すること。共同企業体の場合は、代表者に所属する者を管理技術者として配置すること。各技術者の資格要件は概要仕様書を参照すること。なお、管理技術者の下に担当技術者を複数配置することができる。

ア 管理技術者の保有資格や実績

《保有資格》

順位	保有資格
1	技術士（建設部門/都市及び地方計画）又は一級建築士
2	技術士補（建設部門/都市及び地方計画）又は二級建築士
3	本業務と同種及び類似する業務の履行実績を有する技術者

イ 順位3の同種の業務又は類似する業務の定義については、以下のとおりとする。

【本業務と同種の業務】

- ・官公庁が発注した建築物に関する基本構想、基本計画

【本業務と類似する業務】

- ・官公庁が発注した建築物に関する基本設計

※管理技術者（責任者）として従事した業務の判断において、発注機関により職名が異なる場合があるため、当該業務の責任者（最上位者）であったことが分かる資料を提出すること。 職名例：管理技術者、主任技術者、主任担当者など

(6) 提案限度額

ア 提案限度額 5,698千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

プロポーザル選定結果に基づき、市は受託候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、提案限度額を上限として契約を締結するものとする。

ウ 参考見積書の金額が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

(7) 契約方法

随意契約による確定契約

(8) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の金額を下記いずれかの方法により納付すること。

【契約保証金の納付方法】

- ・ 契約保証金の納付（現金）
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（国債等）
- ・ 銀行等又は保証事業会社の保証（保証証書）
- ・ 履行保証保険契約の締結（保険証券）

イ 構成員を含むすべての提案者が国又は地方公共団体の競争入札に参加する資格を有し、過去10カ年の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類（基本構想、基本計画、基本設計など）及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除することができる。

(9) 支払条件

ア 前金払 無し

イ 部分払 無し

(10) 実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書の受付期間	令和7年10月 3日 ～ 令和7年10月22日
質問書の受付期間	令和7年10月 3日 ～ 令和7年10月14日
質問書の回答	令和7年10月16日 17時までに HP 掲載
企画提案書の受付期間	令和7年10月22日 ～ 令和7年11月 7日
審査結果の通知	令和7年11月中旬頃
契約締結	令和7年11月下旬頃

※本プロポーザルの審査・評価は、後述の評価基準に基づき実施する。

なお、プレゼンテーションやヒヤリング審査は行わない。

3 担当課

沖縄市役所 市民部 市民生活課 自治振興係

担当：金城・平山

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

TEL 098-939-1212（内線2213）

FAX 098-939-1217

e-mail a31jitis@city.okinawa.lg.jp

4 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

（１）単体企業として参加する場合

次のア～オに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を国及び沖縄市を含む地方公共団体から受けていないこと。

エ 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（２）共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して、本プロポーザルに参加しようとする場合は、全ての構成員が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付しなければならない。

（３）再委託による協力会社の取り扱いについて

提案者は、他の提案者と重複する協力会社を選定してはならない。

重複があった場合は、参加資格を失うものとする。

5 実施要領等の配布

（１）配布期間

令和７年１０月 ３日（金）～ 令和７年１０月２２日（水）

（２）配布場所

本プロポーザルに関する実施要領や様式等は、沖縄市のホームページから入手すること。

沖縄市ホームページ <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/>

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問の方法

ア 方 法：様式-7へ記載し、電子メールにより提出すること。

送信メールの件名は以下のとおりとし送信後、電話により受信確認を行うこと。

件名：【会社名】（仮称）知花地区コミュニティ供用施設

基本計画策定業務委託への質問について

イ 提 出 先：沖縄市役所 市民部 市民生活課 自治振興係

e-mail a31jitis@city.okinawa.lg.jp

TEL 098-939-1212（内線 2213）

ウ 受付期間：令和7年10月 3日（金）～ 令和7年10月14日（火）17時まで

(3) 回答の方法

質問に対する回答は、質問を受理したのち令和7年10月16日（木）17時までに沖縄市のホームページに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 参加表明及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書及び企画提案書の提出

ア 参加表明時の提出書類等

	提出書類（様式等）	提出部数	提出方法
■	様式-1 参加表明書	1部	持参 または 郵送
	様式-2 会社概要書	1部	
	様式-3 業務実施体制	1部	
	様式-4 誓約書	1部	
	上記データ一式(PDF) ※押印が必要な書類は押印後のもの		電子メール

イ 企画提案時の提出書類等

	提出書類（様式等）	提出部数	提出方法
■	様式-5 企画提案書（表紙）	1部	持参 または 郵送
	企画提案書（A4 両面8ページ（4枚）以内）	10部 （正1部・副9部）	
	様式-6 見積書 ※内訳書（任意様式）	1部	
	上記データ一式(PDF) ※押印が必要な書類は押印後のもの		電子メール

ウ 留意事項

(a) 令和7・8年度の「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は「現在事項全部証明書等」、「滞納のない証明書（国税、市町村税）」の提出を省略することができる。

なお、官公庁等の発行する証明書の有効期間の確認にかかる基準日は、令和7年10月3日とし、発行後3カ月を経過していないものに限る。（発行日が令和7年7月2日以降の書

類が有効とする。

- (b) 共同企業体の場合は、構成員ごとに様式-2・様式-4を作成すること。
- (c) 各様式に記載する内容の根拠資料は、別紙の申請書チェックリストを確認し、必要な書類を添付すること。
- (d) 企画提案書（表紙を除く）には、提案者が特定できるような記載をしないこと。
- (e) 見積書は、概要仕様書の「5. 業務の内容」に沿って作成するものとし、条項ごとに「金額」を明記した内訳明細書を添付すること。
なお、本業務を履行するために必要となるすべての費用は、見積金額に含めること。
- (f) 本市のメール添付の容量が14MBであるため、容量を超える場合は、メール便等を活用すること。
- (g) メールを送信した際には、市担当者へメール到着確認の電話連絡を行うこと。
(参加表明書提出時／企画提案書提出時)

エ 提出方法等

(a) 提出期間

【参加表明書】

令和7年10月 3日（金）～ 令和7年10月22日（水）17時まで

【企画提案書】

令和7年10月22日（水）～ 令和7年11月 7日（金）17時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び臨時の開庁日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとする。

(b) 提出方法 ※送付先「3 担当課」参照

持参又は郵送及び電子メール（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、書類郵便など配達記録が分かる方法による。

（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。

（メール送付の場合）

件名：【会社名】（仮称）知花地区コミュニティ供用施設基本計画策定業務委託

（参加表明書 or 企画提案書）について

(2) 企画提案書の作成

ア 企画提案書の作成について

- (a) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (b) 下記に示された提出書類様式等以外で提出がなされた場合は、無効扱いとする。
- (c) 企画提案書は、以下の項目ごとに記載すること。提案者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名、人物名等）及び説明をしてはならない。
 1. 業務実施方針
 2. 業務工程計画

- ・バーチャート工程表
- ・タスク間の関連性や工程管理を行う上での留意事項など、工程表の説明を記載すること。

3. 自治会が抱える様々な課題に対するヒヤリング手法

4. 自治会と連携する事により効果が期待できる事例の収集方法及び実現するための可能性について課題の整理手法

(d) 企画提案書の提出枚数はA4版で両面8ページ(4枚)以内とする。

8 本プロポーザルの評価

(1) 評価

評価は、点数が最も高かった企画提案書の提出者を受託候補者として決定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準(合計点数が満点の60%以上)に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 評価基準

本プロポーザルの評価基準は、以下に示すとおりとする。

評価項目		評価の基準	配点
企業実績等		所在地	5
		企業信頼度(資本金)	3
		企業信頼度(経営年数)	4
見積金額		提案上限額に対する見積額比較	3
管理技術者の評価		保有資格	5
業務実施方針		・業務内容を適切に把握できているか。 ・論理的、合理的視点で新しい価値やアイデアを企画、提案できているか。	20
業務工程計画		・業務を円滑に行う工程、実効性の高い工程となっているか。	15
企画提案	的確性	・必要なキーワード(着眼点・問題点・解決方法等)が網羅されているか。 ・事業の難易度に相応しい提案となっているか。	15
	実現性	・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・住民、事業者、行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されているか。 ・多様な視点から課題に対し、実現化へ導いていくことが可能と考えられるか。	15
資料作成能力		・企画提案書の内容がわかりやすく整理されているか ・仕様書の内容を熟知した内容となっているか	15
評価 合計			100

(3) 結果の通知

審査結果は文書により通知するものとする。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

発注者（沖縄市）は、受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を相手先として再特定するものとする。

ア. 受託候補者が、本要領「4 プロポーザルへの参加資格」を有しなくなったとき。

イ. 受託候補者が、本要領「10 参加者の失格」に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

ウ. 受託候補者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。

エ. 受託候補者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア. 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者・受託候補者協議の上定めるものとする。

イ. 本業務委託の仕様書の調整にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ. 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

エ. 企画提案書に記載した管理技術者等は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 契約の解除

発注者は、本業務委託の契約後に、受託者が本要領に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約の解除を行うことができる。

10 参加者の失格

本プロポーザルへの参加者が下記のいずれかに該当した場合、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、当該参加者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア. 参加表明書や企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合。

イ. 契約締結までの期間に本要領4に定める参加資格を有しなくなった場合。

ウ. 本件に関して虚偽の記載や不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合。

エ. 本実施要領の定めに関した反した場合。

(1) 本件に係る費用負担

本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア. 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

イ. 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。

(3) その他留意事項

ア. 持参以外の方法により資料を提出する場合は、配達記録郵便の利用や電話連絡による着信確認を行うなどの対策を講じること。不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。

イ. 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ. 提出期限を過ぎた後は、参加表明者及び企画提案書の改変はできないものとする。

エ. 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は提出期限内に速やかに、参加辞退届（様式―8）を提出すること。

オ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類は、受理しない。

カ. 本市は、説明責任を果たすべき趣旨から本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果について、沖縄市情報公開条例に基づきその内容を公開することができる。